

近畿税政連

令和3年(2021年)
3月10日
第252号

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050
URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp

発行所 近畿税理士政治連盟
発行人 久保直己 / 編集人 矢田善久



哲学の道にて(京都市左京区) 宮本 照義(下京支部)

焦点

我が国は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の

減少」「働く者のニーズの多様化」などの現実直面している中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を十分に発揮できる環境を作ることが目指して導入された「働き方改革」であるが、定着した感がある一方、いろいろなところに歪みが生じている。規制や罰金によって、長時間労働の是正は図

働き方改革は日本を豊かにするのか

られるようになってきている。しかし、労働生産性の向上を図るためには、労働人口、労働時間が減少する中で、労働の質の向上なくしては達成できないのではないだろうか。

私が、アメリカにいた1990年頃は、現地では、日本の製品やサービスの質が非常に高く称賛され、日本買いの時代であった。それらの質は、それぞれの職場での指導や独特の鍛錬により培われてきた。「働き方改革」というルールに縛られた結果、中小企業では、

それぞれの現場で必要とされる指導や鍛錬がやりにくい状況が生まれ、未熟な社員ばかり増えていくことを危惧する経営者も少なくない。このような状況は、労働者本人、企業、さらにサービスを受ける消費者にとっても不幸なことである。今後の日本を豊かにするためには、労働条件の細目を国家の政策ではなく、各企業が、現場にあった働き方を決めていける、現場目線からの改革が必要なのではないだろうか。

(副幹事長 道廣友厚)

■ 与党税制改正大綱が出来るまでの仕組み … 6

■ 第8回川柳・書道コンテストのご案内 ……10

主張

今年は重要な年

近畿税理士政治連盟 副会長 伊田 憲司



今年はいよいよ衆議院議員総選挙の年です。秋の任期満了に伴うものか、どこかのタイミングで解散があるのかは不明ですが、必ず選挙は実施されます。

議員の側からすれば、ここでしっかり応援してもらってこそ、当選後にその意見に耳を傾けようという意識が生じるのは至極当然と考えます。

新型コロナウイルス感染症への対応で、年初における菅内閣の支持率は下降気味ではありますが。本内閣あるいは前内閣の政策により、確実に我々税理士の業務環境にも変革が生じてきています。デジタル社会への急速な転換です。

既に大法人の電子申告義務化が制定され、添付書類を含めた申告書類すべてをe-Taxにより提出する必要があり、1年決算であれば今年の3月決算から適用されます。所得税確定申告における青色申告特別控除の適用額が65万円なのか55万円なのかの線引きも始まっています。

また、国税庁もデジタルガバメントの一角として、スマート税務行政を推進しており、ICTやAIの活用が広がっています。詳細については「近畿税理士界」や「税理士界」などで紹介されていますのでここでは割愛しますが、これらへの対応ができなければ専門家としての職責が果たせず、業務の継続が困難になることも思料されます。

他方で、デジタル社会への構造転換を急ぐあまり税理士制度に悪影響を及ぼすような制度改正が行われないように注意しなければなりません。例えば、複数事務所問題や電子申告を支援するボランティアやプロバイダーなど税理士以外の者による税務支援制度の導入などは、全く想定しえないものではありません。

いうまでもなく法律を作るのは国会であり、国民から選挙で選ばれた議員です。冒頭で触れたように我々税理士業界の意見・陳情に耳を傾けてもらうためには、個の力ではなく業界団体としての力が必要です。残念ながら、税理士法に規定された税理士会では法令の規定上その活動は行えず、税理士政治連盟こそが活動の本丸となるのであり、税理士会と税理士政治連盟が車の両輪といわれる所以です。

推薦する候補者はその推薦基準にあるように、税理士会・税政連の重点施策に協力が得られると認められる者や貢献が極めて顕著であると認められる議員などです。今年は、我々の考えを国政の場で発揮してもらうためには最も重要な年であり、会員一人ひとりのご理解とご支援をお願いします。



目次

焦点 働き方改革は日本を豊かにするのか	1
主張 今年は重要な年	2
後援会ニュース	3
「選挙2法勉強会及び 選挙支援体制の打ち合わせ会」を開催	4
支部連・支部会費収納率中間報告	5
茨木市議会議員選挙結果	5
与党税制改正大綱が出来るまでの仕組み	6
第8回川柳・書道コンテストのご案内	10
かんさいすずめ	11
銀河系	11

後援会ニュース

原田憲治後援会

開催日 令和2年11月16日
 場所 箕面サンプラザ
 来賓 原田 憲治 衆議院議員
 久保 直己 近税政会長
 仲 猛夫 大阪府第3支部連会長
 森田 茂稔 大塚高司後援会会長



議長に金山熹章副幹事長が選任され、議案審議に入った。川口純司幹事長より説明があり、すべての議案が可決承認された。

活動報告では原田議員より「コロナ禍で選挙のやり方が大きく変わった。従来は皆様にお集まりいただいて演説会を開催したり、選挙事務所にお越しいただいて選挙活動を手伝っていただいていた。しかし、そういったことが出来なくなり次回の衆院選が心配である。現在は時間のある限り地元に戻って有権者とお会いして意見を聞くようにしている。東京オリンピック・パラリンピックが終わると2025年大阪関西万博が開催される。コロナに打ち勝って、夢と希望を与える万博を是非とも成功させ、全世界からやはり日本という国はすごい国だと言っただけのように、大阪関西の発展のために最大限の努力をさせていただきたい。

先生方のお陰で大阪9区で2期連続勝利させていただいた。次回も勝利し、国民の皆様のご要望を叶えることができるよう努力をしていく」との発言があった。(豊能支部 山下肇)

西田昌司後援会 秋の懇談会

税理士による西田昌司後援会の「秋の懇談会」が令和2年11月21日、からすま京都ホテルにて開催された。来賓として、近税政より久保直己会長、田達満幹事長が出席した。



懇談会では、自民党政務調査会会長代理・税制調査会幹事として活躍されている西田議員からの国政報告の後、最重要建議・要望項目である「適格請求書等保存方式(インボイス方式)の見直し」等について陳情をおこなった。

令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度は、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続きコスト削減の方向性に逆行することのないように見直しの必要があるとの要望に対し、西田議員からはインボイス制度の見直しは必要であるとした上で、そもそも現行の消費税そのものを根本的に見直すべきだとの発言があった。

また、参加者から税理士試験の受験者が大幅に減少している現状を鑑み、試験制度を含めた資格取得のあり方について見直しの必要性があるとの発言があったところ、西田議員からはこの件について大変関心を持っており、受験資格要件の撤廃等、より税理士を目指す者が増加するための税理士法改正案を、税理士会はぜひ建議していただきたいとの発言があった。

税理士である西田議員ならではの話にも、実りのある懇談会となった。(後援会寄稿)

伊藤たかえ後援会

開催日 令和 2 年12月11日
 場 所 ホテル クラウンパレス神戸
 来 賓 伊藤たかえ 参議院議員
 久保 直己 近税政会長
 澤田 千博 近税政副会長
 田 達満 近税政幹事長
 寺内 設昭 兵庫県第一支部連会長

税理士による伊藤たかえ後援会定期総会が、
 岩崎護幹事長の司会のもと、^{でんぼう}傳寶弘司副会長に



(樽井博会長・伊藤たかえ議員・久保近税政会長)

より開会宣言がなされた。樽井博会長が「今回は、コロナ禍の中での役員のみでの定期総会になった。組織は継続していくことにより強くなり発展する」とあいさつをした。引続き、議長に森川幸敏副会長が選任され議案は可決承認された。その後、久保近税政会長のあいさつがあり、樽井会長から「令和 3 年度の税制改正に関する要望」が伊藤議員に手渡しされた。総会は、弘瀬至副会長の閉会あいさつで終了した。

●伊藤たかえ議員のあいさつ

コロナ禍の中での開催に感謝する。令和 3 年度与党税制改正大綱においては、実印による押印や印鑑証明書の添付を求めるものを除き押印義務を廃止する。また、今回のコロナ関係の給付金の支給や融資ではスピーディーさが求められる中、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなどが浮き彫りになった。今後の課題として、記帳水準の向上に向けた検討をおこなう。

(西宮支部 森本幸子)

「選挙 2 法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会」を開催

令和 2 年12月17日、秋の任期満了までにおこなわれる予定の第49回衆議院議員選挙に向け、本部・支部連・支部・後援会の役員128人が出席し「選挙 2 法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会」が開催された。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、web形式での開催とし「公職選挙法」及び「政治資金規正法」の理解を深め、選挙に向けて支部連・後援会などで事前協議をするように求めた。

「選挙 2 法勉強会」では、長谷川隆史国対委員長が先だっておこなった日税政での勉強会の録画データが再生された。「後援会・税政連の選挙運動のためのサブノート」をもとに「選挙関連法」や「公職選挙法」などの概要と、選挙期間中とその前後の期間において後援会及び支部連ができる活動、できない活動など留意すべき事項について説明があった。



続いておこなわれた「選挙支援体制の打ち合わせ会」では、選挙までの日程や配布物などの取り扱い、新型コロナウイルスの今後の状況により電話戦術などの活動の実施方法が例年と異なる可能性があることなどが説明された。

役員が一堂に集まり、秋までにおこなわれる選挙に向けて、本部・支部連・支部・後援会が連携を図る良い機会となった。

令和2年度会費(令和2年7月~令和3年6月分)

支部連・支部収納率中間報告

(令和3年1月末現在)

【支部連】(13支部連中、上位7支部連)

1位	滋賀県	61.15%
2位	和歌山県	61.06%
3位	兵庫県第4	47.83%
4位	大阪府第4	47.74%
5位	兵庫県第2	43.43%
6位	大阪府第5	39.50%
7位	大阪府第3	37.40%

【支部】

・第1グループ 6支部

(予算額500万円以上)

1位	東淀川	35.77%
2位	中京	28.81%
3位	南	27.05%

[4位以下の支部(収納率順)]

(20%未満)神戸、東、北

・第2グループ 45支部

(予算額100~500万円)

1位	東大阪	56.39%
2位	住吉	56.25%
3位	旭	55.47%

[4位以下の支部(収納率順)]

(50%台)和歌山、草津

(40%台)浪速、富田林、福島、泉大津、天王寺、東住吉、姫路、茨木、岸和田、葛城、阿倍野、大津、泉佐野、伊丹

(30%台)城東、東山、東成、灘、左京、枚方、堺、伏見、下京、明石、八尾、豊能、門真、上京、尼崎、宇治、奈良、吹田、大淀

(20%台)西、右京、須磨、加古川、芦屋、西宮、兵庫

・第3グループ 32支部

(予算額100万円未満)

1位	宮津	100.00%
1位	水口	100.00%
3位	新宮	92.86%

[4位以下の支部(収納率順)]

(90%台)社

(80%台)彦根、峰山、海南、港、長浜

(70%台)湯浅、田辺、近江八幡、福知山、今津

(60%台)柏原、龍野、御坊、西成

(50%台)豊岡、西淀川、相生、粉河、生野、桜井、三木、西脇、洲本、舞鶴、長田、吉野

(40%台)園部

(20%未満)和田山

茨木市議会議員一般選挙

茨木市議会議員一般選挙が令和3年1月17日告示、同24日投開票により施行された。

本部では、大阪第3支部連より報告のあった現職の萩原佳氏(大阪維新の会所属)の推薦を決定した。投開票の結果、萩原佳氏が当選を果たした。

今後、萩原佳氏には、ますますの活躍を期待するとともに、力強いご支援を頂戴したい。

会費納付のお願い

令和2年度の会費収納率の現時点での支部連・支部の収納率順位を報告させていただきます。現在のところ収納率は全体累計で34.20%であり、昨年よりさらに低下し、厳しい状況です。現在の収納状況では税政連の活動に支障をきたしかねません。コロナ禍で非常に厳しい経済状況ではありますが、収納率向上を目指しておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。(財務委員長 山本眞市)

2月3日付で未納会員の方に再度、納付書を発送させていただきました。

与党税制改正大綱が出来るまでの仕組み

近畿税理士政治連盟 副会長 後安宏彦

令和2年12月10日、与党（自由民主党・公明党）は令和3年度税制改正大綱を取りまとめた。政府は令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」を閣議決定し、「所得税法等の一部を改正する法律案」（税制改正法案）を令和3年1月下旬頃に国会に提出し、その後審議・可決されると改正法案は3月末までに成立することになる。

今回は税制改正大綱に至るまでの流れについて説明する。なお本稿は、日本税理士政治連盟・国対委員会「効果的な陳情方法とは」^(注1)の記載を引用している。

1. 与党による法案の事前審査制

事前審査制とは、内閣提出法案が国会に提出される前に与党で法案の中身を審査する手続きをいう。事前に与党の部会などで議論を行ったうえで、意見集約が行われる。

その機能としては、与党議員の意見を法案に反映していく機会を多くすることや、事前に与党内で実質的に法案を承認しておくことにより国会で安定的で速やかに法案が成立できる点にある（党議拘束）。この制度は法律で定められたものではなく、与党の慣行によるものである。与党の税制改正の仕組み、与党による法案の事前審査があることを踏まえたうえで、本稿を読んでいただきたい。

2. 与党税制改正大綱に関わる機関

(1) 政府税制調査会

内閣府に設置された審議会であり、内閣総理大臣からの諮問を受け、中長期的な視点から税制のあり方を検討する機関である。その諮問に対して、税制のあり方についての考え方を提示した「答申」を提出する。

この審議した項目については、その後の税制改正項目となることが多いので、重要な資料となる。なお、内閣府のホームページに、諮問・答申、委員・特別委員名簿、議事録・会議資料等が掲載されているので確認していただきたい。

(2) 各府省庁、各種団体要望

各府省庁から税制改正要望が提出される。さらに各種団体から税制改正要望が提出される。これらを取りまとめて、与党各部会で議論することになる。

(3) 与党部会

部会は、党政務調査会の一機関であり、与党における法案の事前審査を行う場所である。部会の会議は、いわゆる平場（ひらば、党に所属する国会議員であればだれでも出席できる）で審議を行う。部会の所掌は、それぞれの府省庁と同じである。例えば、中小企業税制は「経済産業部会」、金融税制は「財務金融部会」、地方税は「総務部会」などである。

(4) 与党税制調査会（自由民主党、公明党）

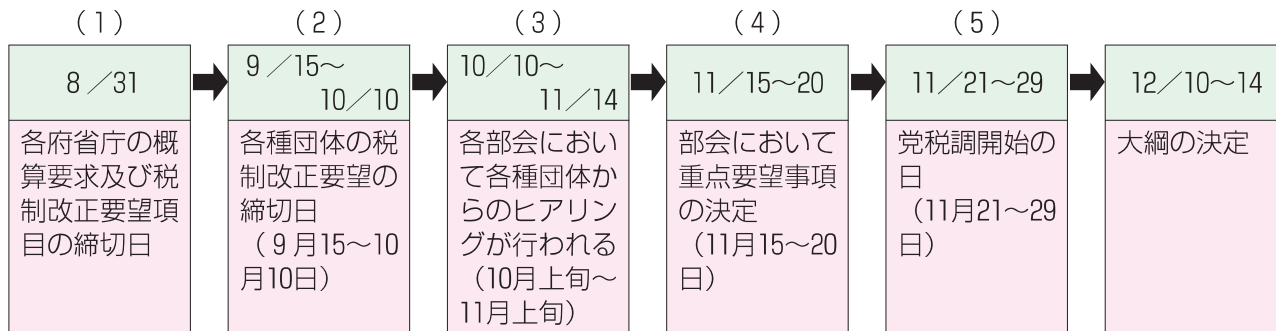
与党税制調査会（党税調）は、自由民主党と公明党のそれぞれの政務調査会に属する調査会の一つである。年度税制改正を行う。自民党税調と公明党税調は、別々に審議を進めるが、税制改正大綱は与党の大綱となるため、審議機関である与党税制協議会で両者の意見調整をはかる。

- ・ [総会] キックオフの最初の会議と大綱決定の最後の会議を行う。
- ・ [インナー（非公式幹部会）] 党内における税制改正の議論の方法・方針を決めるほか、最終決定を

行う機関である。

- ・ [正副・顧問・幹事会議 (略して正副)] 税調役員全員で開かれる会議で、役員等間の協議を行う。
- ・ [小委員会] 党所属の全ての国会議員が出席できる。平場(ひらば)と言われ、発言することができる。

3. 与党における税制改正のスケジュール



※昨年のスケジュール (日程は、各年により異なる)

(1)各府省庁からの予算の概算要求と税制改正の要望項目の締切日

府省庁からの税制改正要望 参考：令和2年度 196要望 廃止・縮減2項目
財務省取りまとめ 財務省のホームページで確認可能

(2)各種団体からの税制改正要望項目の提出締切日

日税連 「税制改正に関する建議書」を関係省庁に提出
令和2年8月7日 財務省、国税庁、総務庁、中小企業庁

(3)与党政務調査会の各部会において各種団体からのヒアリング

自民党部会と組織運動本部団体総局 (様々な団体から専門的な意見を集める部局) が各種団体からのヒアリング実施 日税連は令和2年11月5日

(4)部会において重点要望項目の決定

各部会で重点要望項目のとりまとめを行う。

税制改正においては、各部会で「重点要望項目」に選ばれた項目のみが、党税調で審議されることになる。この意味で部会での審議は、税制改正の流れにおいては予選ともいえる。財務省(国税)及び総務省(地方税)は、取りまとめ等を行う。

(5)党税調の審議

部会において「重点要望項目」になった項目は、党税調において議論されることになる。党税調での審議は、税制改正の流れにおいては本選となる。部会で審議されない主要項目が税調で審議される。そして、党税調の総会(大綱の決定)まで、審議を重ね税制改正大綱が決定される。党税調も党政務調査会の一機関であり、与党における法案の事前審査を行う場所である。

その流れは以下の通りである。

①総会(キックオフ)(令和2年11月19日)

初日の総会では、税制改正の議論の前提として、経済・金融情勢及び国・地方の財政状況、税収状況の概要説明が行われ、意見交換を行う。

②部会等重点要望ヒアリング(令和2年11月20日)

小委員会は、部会で取り上げられた重点要望項目をその部会長から意見聴取を行う。

③主要項目審議(令和2年11月25日、26日)

部会では審議されず、党税調において議論される。

- ・前年度以前の税制改正大綱の検討事項に記載された項目
- ・政府 4 計画に記載された項目
「経済財政運営と改革の基本方針2020 (骨太の方針)」他
- ・内閣総理大臣が施政方針等で取り上げた事項

④○×等審議 (小委員会 令和 2 年11月30日)

重点要望項目が審議対象で、その可否を精査する。

<p>④ 措置済み</p> <p>△ 事務当局で検討し、後日報告する</p> <p>△ 法案の内容をみて検討する</p> <p>× お断りする</p> <p>△ 長期検討とする</p> <p>△ 検討し、後日報告する</p> <p>○ 受け入れる</p> <p>⑤ 政策的問題として検討する</p>	<p>税制改正要望項目の振分け記号表</p>
---	-------------------------------

⑤マル政項目審議 (小委員会 令和 2 年12月 2 日、3 日)

○×審議等によりマル政となった項目と主要検討項目のうちマル政審議の議題となった項目は「マル政事項」とされる。政策的課題として今年度の改正項目とするか否かを議論する。

⑥マル政事項等処理案

マル政項目審議での結論を受け、次年度税制改正案の概要が示される。政治的判断がなされ、結論が出ていない項目についてはペンディング (P) と記載される。

中小企業者等の法人税率の特例については、軽減税率の適用期限を令和 4 年度末まで 2 年間延長する方向が固まった。

⑦最終処理案

マル政等処理でペンディングとなった項目も含めてすべての項目の結論が大綱と同じ文章で示される。

⑧大綱の決定 (総会)

総会で、その年度の税制改正大綱が決定される。

「令和 3 年度与党税制改正大綱」は、『基本的な考え方』『具体的内容』『検討事項』から構成されている。その後内閣府で、『具体的内容』のみ閣議決定される。

『基本的な考え方』は、令和 3 年度税制改正は「ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生」「デジタル社会の実現」「グリーン社会の実現」「中小企業の支援、地方再生」「経済社会の諸変化を踏まえ

た税制の見直し」「経済のデジタル化への国際課税上の対応」「円滑・適正な納税のための環境整備」の7本の柱から取りまとめられていることを示している。

なお、『検討事項』については、翌年度の党税調の「主要項目審議」で取り上げられることになるので、検討事項に取り上げられることの意義はこの点にある。なお令和3年度の検討事項に税理士法改正について取り上げられている。

4. 税制改正における税理士会・税政連のかかわり

税理士法第49条の11(第49条の15を含む)の規定により、税理士会は税務行政その他租税又は税理士制度に関する制度について、権限のある官公署に建議することができることになっている。これに基づき、日税連は毎年建議書を理事会で承認し関係省庁に提出している。令和3年度建議書は、令和2年6月11日に日税連理事会において決定し、同年8月7日に財務省、国税庁、総務庁、中小企業庁に提出している。

この税理士会の税制改正に関する建議書は、与党による税制改正の流れに合うように作成されている。そして法案として実現するためには、効果的な陳情が必要不可欠なものとなる。日税政・国対委員会は「効果的な陳情方法とは」(注1)において、効果的な陳情とは「税制改正決定のプロセスを知り、陳情時にそのプロセスのどの段階にいるのかを知ることと、陳情先の組織及びその構成員並びにその年度の税制改正の課題を知ることが重要である」と述べている。税制改正の流れを知るとは、我々には必須な事項である。

(注1)「効果的な陳情方法とは」 日本税理士政治連盟・国対委員会
近税政ホームページ 会員専用ページ ライブラリー その他に掲載

令和2年分 確定申告のための

税務便覧

確定申告業務の必携アイテム



多くのご利用ありがとうございました。
令和3年分は今秋(11月)発売予定です。

- 特 色
- ① 確定申告業務に必要な事項がコンパクトに収録されています。
 - ② 収録項目を縦覧しやすいように見開き型を採用しています。
 - ③ 見やすさを追求したカラー印刷です。
 - ④ 最新の税制改正に対応

わかりやすい

所得税・贈与税・消費税・住民税・事業税の申告及び

相談業務を迅速かつ的確にサポート!!

監修：日本税務会計学会 税法部門副学会長
税理士 宮森 俊樹
A4判・総14頁 定価 420円(税込)

出版元 京都税理士協同組合
〒604-0943 京都市中京区麩屋町通御池上ル上白山町258-2
TEL 075-222-2311 FAX 075-222-2355

広報委員会からのお知らせ

第8回

『川柳』『書道』コンテストのご案内

さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、『第8回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

今後の状況により、開催を中止する場合があります。最新情報は、ホームページにて。

応募要領

- ①川柳コンテスト
- ②書道コンテスト **「近畿税政連」**
「焦点」 テーマ部門 題字
- ③書道コンテスト 自由部門 題字自由
- ④書道コンテスト 硬筆部門
テーマ(税理士法第1条 **全文**)

- 応募作品** 会員の先生方の自信作をお待ちしております。
- 応募期間** 令和3年3月1日(月)～令和3年6月18日(金) 必着
- 応募資格** 近畿税理士政治連盟本年度会費納入者に限ります。
- 応募点数** 川柳コンテストは3点、書道コンテストは各部門1点まで(※入賞は各部門1人1点)
- 応募規定**
 - 応募作品は制作から1年以内のものに限定します。
 - 過去に応募されたことのある作品は対象外とします。
 - 書道コンテストの作品サイズ
 - 書道コンテスト テーマ部門 「近畿税政連」：ハツ切(左から横書き)
「焦点」：半紙
 - 書道コンテスト 自由部門 半紙・半切(縦書きのみ)・ハツ切
 - 書道コンテスト 硬筆部門 指定応募用紙(ホームページより入手可能)
- 応募方法** 作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。
 - ①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日
 - ⑥作品に対するコメントや説明(100字以内)
- 作品返送** 入賞作品以外は返却いたしません。
- 審査方法** 1次審査：広報委員会による審査
2次審査：外部の審査員による審査(予定)
- 表彰式** 令和3年9月中旬
(各部門)最優秀会長賞・優秀賞・入選
※入賞作品は機関紙に掲載いたします。

応募用紙・応募票は、近畿税政連ホームページからダウンロードが可能です。
近税政HP：



<http://www.kinzeisei.jp/>

応募先

〒540-0012 大阪府中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階

近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

※川柳コンテストにつきましては、FAXでもご応募いただけます。

(FAX:06-6944-9050)

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。

老後の生き方

皆さんは老後の生活をどのように過ごしていくかを考えたことがありますか。コロナ禍の中、自宅にいたことが多くなり、趣味のない私は老後の生活を考え始めました。仕事を辞めたら時間を持て余す日々がずっと続くのか…ふと頭をよぎります。

私の夫は健康のために50代前半から自転車のロードレースを始めました。始めた頃はどうせサイクリング程度で、それも2～3年もすれば止めるだろうと思っていましたが、レースまで始めてしまってもう6年目に突入してしまいました。ロードレースといっても平坦な場所を何周も走るクリテリウム系や、坂の多いヒルクライム系といろいろあるのですが、東日本大震災や『弱虫ペダル』などの自転車アニメの影響もあって自転車ブームが到来し、ロードレースを始めた人も多いようです。ただ、ロードレースはある意味「格闘技」であり、接触すれば大怪我につながる可能性もあります。家族がレースに出場するたび、怪我のないように祈っているのは私だけではないでしょう。その夫から時々サイクリングにでも行かないかと誘われるのですが、私としてはそれも正直面倒。とはいってもこのままでは体力もなくなってしまうし…。

厚生労働省の令和元年簡易生命表によると、男性平均寿命は81.41年、女性平均寿命は87.45年となっています。私とその年齢になったころには、女性の平均寿命は90年を超えているでしょう。長い老後生活を健康にどのように過ごしていくのがよいのか？そう遠くない現実と向き合い、永く出来るものを探してみたいと思う、今日この頃です。

(奈良支部 林 正恵)



近税政本部のうごき

- 第4回広報委員会 (web会議) (12月1日)
 - 機関紙第250号 (11月号) の批評
 - 機関紙第251号 (新年号) の編集に関する件
 - 機関紙第252号の編集企画に関する件 他
- 第3回財務委員会 (web会議) (12月2日)
 - 令和2年度運動方針及び委員会活動方針について
 - 委員会の課題と対策及び今後の活動について
 - 会費収納率の向上策について
 - 税理士制度発展募金の見直しについて 他
- 第2回推薦審査会 (書面審議) (12月16日)
 - 茨木市議会議員一般選挙における推薦候補者の決定について 他
- 選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会 (web会議) (12月17日)
 - 選挙2法勉強会
 - 選挙支援体制について 他
- 第3回推薦審査会 (web会議) (12月23日)
 - 第49回衆議院議員総選挙における推薦候補者の決定について 他

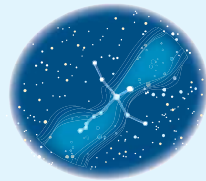
「表紙」題字：(作=小倉さやか 上京支部)

「焦点」題字：第2回川柳・書道コンテスト

書道テーマ部門 優秀賞

(作=藤原 洋子 福知山支部)

銀河系



昨年12月以降、新型コロナウイルスの勢いが衰えるどころか、感染爆発ともいえる状況が続き、ついに緊急事態宣言が発出される事態に至った。人の移動を抑制し、人と人との接触をいかに抑えるかが、感染防止対策の基本といわれている。コロナ疲れという言葉もできている。前回の緊急事態宣言の解除以降、GoToキャンペーンなどの景気回復政策によって、ジワリと景気の持ち直しがみられる状況の中で、人々の経済活動に配慮した形で緊急事態宣言が発出されたにもかかわらず、思惑どおりに人の動きを抑えることができていないようにもみえる。

確定申告期、我々税理士にとっても感染防止に神経を使う日々が続いている。歴史的にも疫病の流行は、社会構造の根本的な転換の出発点となっている。今回のパンデミックがその契機となってほしいものである。

(堺支部 大谷富太郎)

阪奈積立年金制度 **新規加入** **掛金増額** のおすすめ

阪奈積立年金制度は、公的年金等を補完し組合員及び賛助会員の自助努力による財産形成や老後の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

計画的な老後生活設計

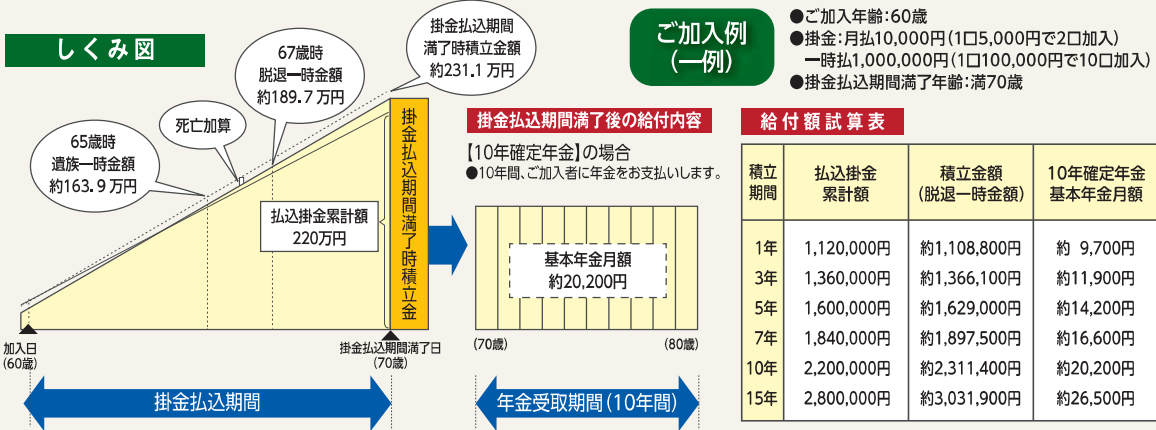
年金種類は年金開始時に自由選択

掛金は口数制で予算に合わせて自由に設定

一時金の受取りも可能

年金開始時期は自由に設定

掛金払込期間中の脱退でも給付



※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算
 ※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算

給付額について ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算 ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算
 ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

保険事業

全国税理士共栄会
 ～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度
 ～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会
 ～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他
 団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
 火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
 ～中小企業の連額制度にそなえる～
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
 ～従業員の退職金にそなえる～
中退共済制度(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

～多方面にわたる提携企業の組合員特典を是非ご利用ください～
 税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン / 健康(PET検診など) / レクリエーション(旅行・観劇・ゴルフなど) / その他(生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティなど)
 ※一部WEB販売(書籍、電化製品など)

大阪・奈良税理士協同組合

http://www.hanna-zeikyo.jp

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6941-6888 / FAX 06-6947-2800